

2 今後の予定について

都市計画の手続き



本日の説明会

2月17・18日

本日の説明会、関係機関との協議・調整を踏まえ、都市計画の案を作成します。



都市計画の案の縦覧

2月19日
～3月5日

都市計画の案を縦覧します。
住民及び利害関係人の方は、意見書を提出することができます。



都市計画審議会

3月上旬
～下旬

都市計画審議会、復興整備協議会を経て、都市計画が決定されます。



都市計画の決定

双葉駅西側地区整備事業の実施

都市計画の決定後、都市計画事業として認可を得て、事業を実施します。

双葉町双葉駅西側地区の
都市計画に係る説明会

- 郡山市会場：福島県農業総合センター大会議室 2月17日(土)午後1時30分～
- いわき市会場：いわき明星大学3号館102会議室 2月18日(日)午後1時30分～

復興拠点整備と都市計画について

■双葉町では、「双葉町復興まちづくり計画(第二次)(平成28年12月)」及び「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画(平成29年9月)」において、JR双葉駅西側に「新たな生活の場」の確保を推進することとしています。

■双葉駅西側地区は、その円滑かつ迅速な復興及び再生を図るため、都市計画に『一団地の復興再生拠点市街地形成施設※』として位置付け、福島復興再生拠点整備事業として整備します。

※「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」とは？

→復興再生拠点市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設、特定公益的施設及び特定公共施設です。

■「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」として都市計画に定めると？

- 町は、「福島再生加速化交付金」を活用することができます。
- 地権者(土地等の提供者)の皆様は、税制上の特例措置の対象となります。
- 都市計画決定後は、建築行為に制限がかかり、計画的なまちづくりに寄与します。

本日の説明会の目的と説明内容

■説明会の目的

本日の説明会は、都市計画の案の作成に当たり、その内容を説明するものです。

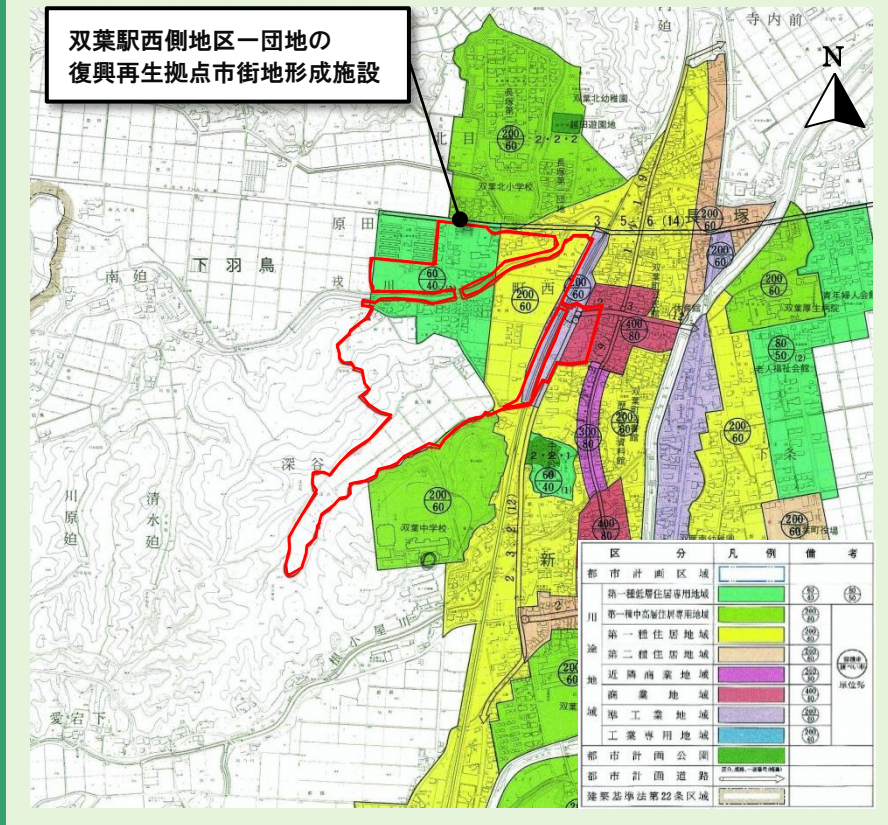
■説明内容

- 1 都市計画案の概要
 - (1)名称、位置・区域、面積
 - (2)施設の位置及び規模
- 2 今後の予定

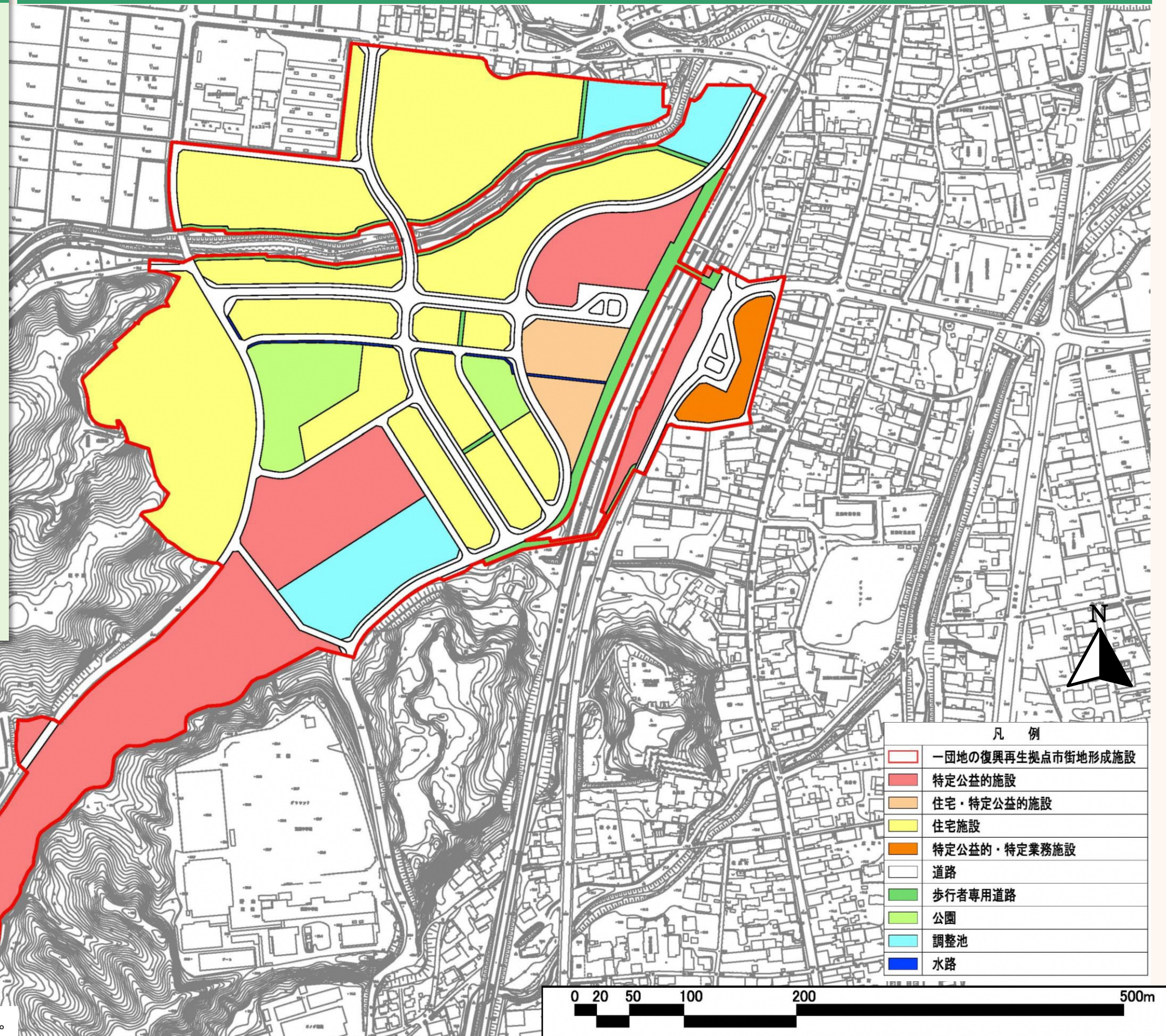
1 都市計画案の概要について

(1) 名称、位置・区域、面積

- ①名称：双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- ②位置・区域：双葉郡双葉町大字長塚字原田、蛭子堂、町西及び深谷の各一部の区域、大字新山字東館の一部の区域、大字下羽鳥字益田の一部の区域
- ③面積：約 23.7 ヘクタール



(2) 施設の位置及び規模



※この計画は、現時点のものであり、今後変更する場合があります。